

に公協発 - 5
令和6年6月14日

にかほ市地域公共交通活性化協議会委員 各位

にかほ市地域公共交通活性化協議会
会長 本田 雅之
(押印省略)

第2回 にかほ市地域公共交通活性化協議会の開催について (通知)

梅雨の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃からにかほ市の公共交通施策に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、第2回本協議会は、書面決議とさせていただきます。
ご審議いただく案件は以下のとおりとなりますので、別紙協議事項に署名のうえ、ご提出くださるようお願い申し上げます。

案 件 1. 令和7年度地域公共交通計画 (地域内フィーダー系統)
認定申請について

提出期限 令和6年6月26日 (水) まで

(提出はメール、FAX、郵送等 提出方法は問いません。)

※地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画となり、本協議会での承認を得たうえで、国土交通省へ申請するものとなります。

にかほ市総務部総務課
担当：総務行革班 佐々木亮
TEL：43-7507 FAX：43-5707
ryou-s@city.nikaho.lg.jp

地域公共交通確保維持事業 (1) 陸上交通:地域内フィーダー系統補助

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

※ 令和6年度まではバス事業者も対象

○ 補助率

1/2 (乗用タクシー事業のみ上限100万円)

○ 主な補助要件

都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

・一般乗合旅客自動車運送事業者、**一般乗用旅客自動車運送事業者(※)**、自家用有償旅客運送者による運行であること

(※)過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。

・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること

・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること

・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

・乗車人員が2人/1回以上であること

(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)

・経常赤字であること



<補助対象経費算定方法>

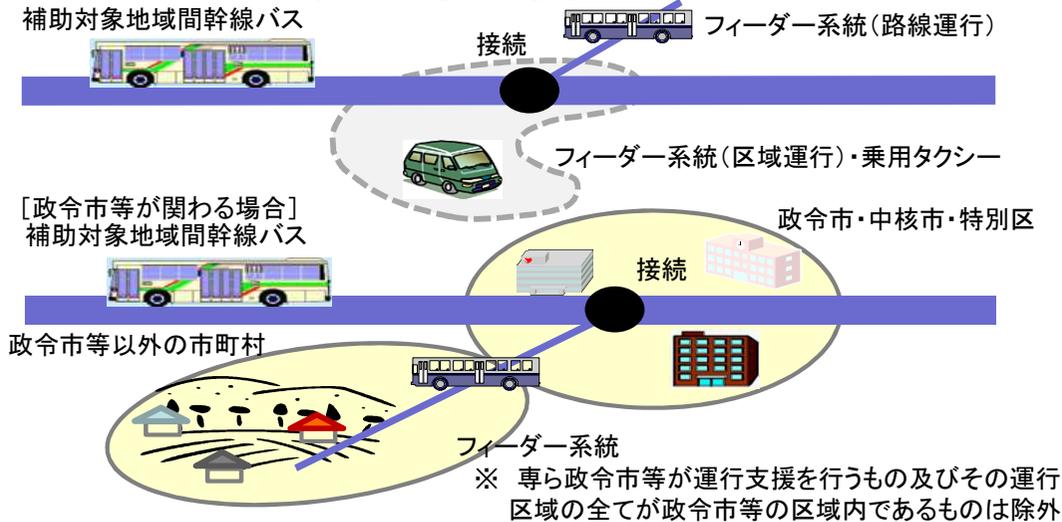
経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用 × 系統毎の実車走行キロの実績)

経常収益
—
(系統毎の運送収入、運送雑収及び営業外収益の実績)

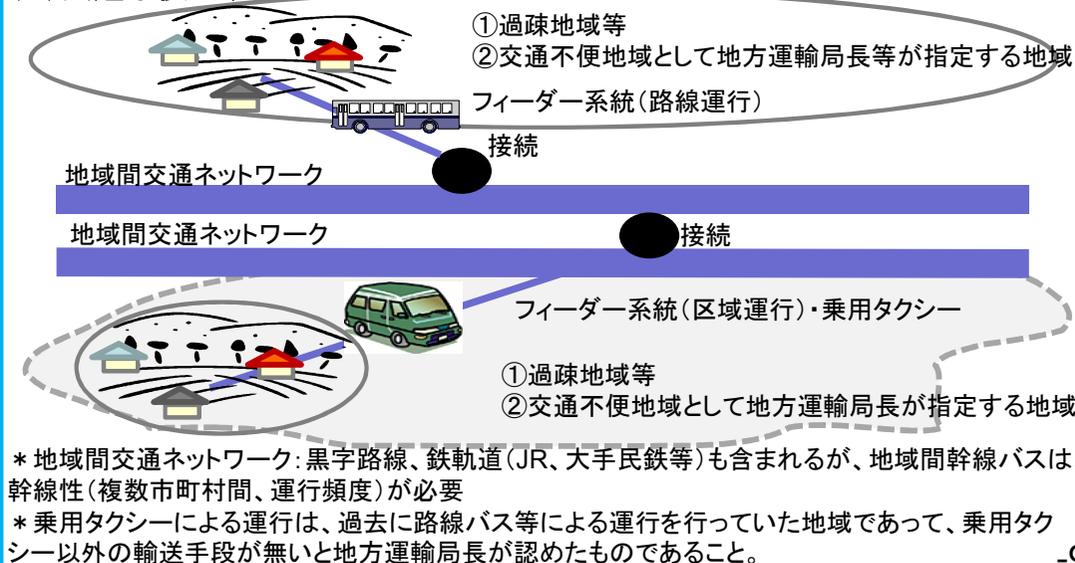
欠損

補助対象系統のイメージ

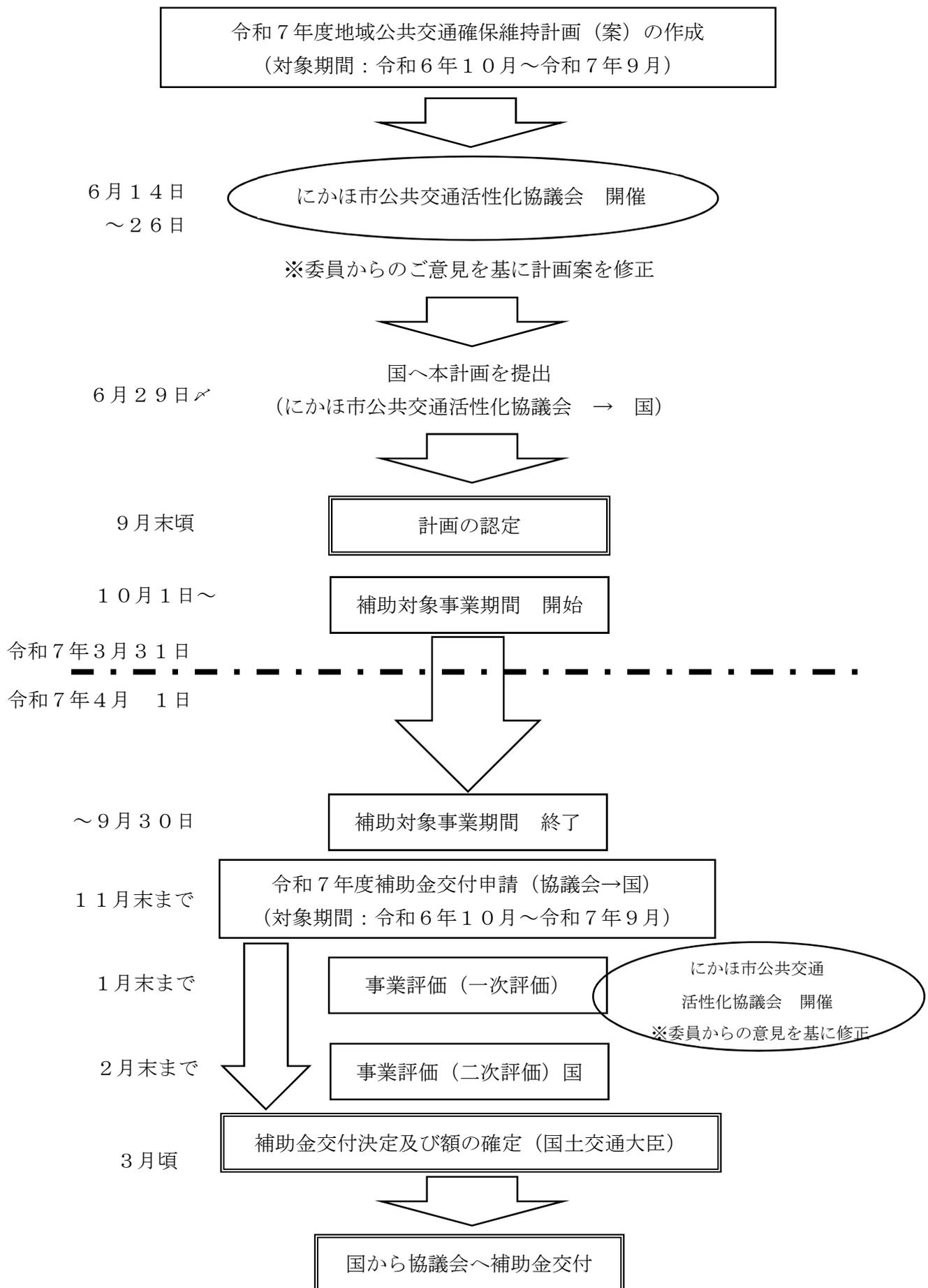
(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



地域公共交通確保維持事業補助金交付までの流れ（令和7年度計画）



国土交通大臣 殿

氏名又は名称 にかほ市地域公共交通活性化協議会
住 所 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1
代表者氏名 会長 本田 雅之

地域公共交通計画認定申請書 (案)

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）

令和6年6月 日

（名称）にかほ市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

にかほ市においては、鉄道1路線、路線バス2路線、コミュニティバス7路線、タクシー会社1社により構成されている。

にかほ市コミュニティバスは、平成20年の生活バス路線廃止に伴い、代替運行としてコミュニティバス運行を開始し、交通弱者の通院や買い物のための移動手段として、きめ細かな運行を行うとともに、利用実績や地域住民からの要望等を踏まえて、運行経路の変更や運賃の引き下げ、停留所の増設など利用者の利便性の向上に努めてきた。

しかしながら、運転免許所持者に対する自家用車の保有率は依然として高く、さらに少子高齢化や人口減少により、公共交通機関の利用者の減少がなお継続しており、行政負担の増加が見込まれている。

また、自らが移動手段をもたない交通弱者は潜在的に存在し、地域公共交通の役割は必要不可欠となっている。

こうしたことから、公共交通の利便性を高めるとともに、幹線と連結している支線を確保・維持することで、市民の生活の「足」の確保及び外出機会の創出につながるものであり、且つ、公共交通のネットワークの再構築を図るうえで、コミュニティバス運行は必要不可欠な地域公共交通となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

ダイヤ改正等により利便性の向上を図り、令和5年の輸送人員実績値から1%以上、それぞれの路線について輸送人員を増加させることを目標とする。

輸送人員			
現路線	実績 【令和5年】 (R4.10~R5.9)	目標値 【令和7年】 (R6.10~R7.9)	目標値 【令和8年】 (R7.10~R8.9)
院内・小出線	7,327人	7,401人	7,476人
釜ヶ台線	5,302人	5,356人	5,410人
大竹線	7,860人	7,939人	8,019人
上郷・長岡線	5,871人	5,930人	5,990人
上郷・小滝線	12,200人	12,322人	12,446人
平沢線	6,777人	6,845人	6,914人
合計	45,337人	45,793人	46,255人

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を新設及び確保することで、以下の効果が期待できる。

- ・各駅への接続による中心市街地の活性化
- ・既存公共交通との連携による効率的な運行体系の実現
- ・高齢者の外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進
- ・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バスの乗降体験や乗り方教室を実施することで、利用促進につなげ、安心安全に利用していただく機会を創出する。(にかほ市)
- ・集落サロンや老人クラブ等への出前講座により、公共交通に対する知識を充実させ、利用へと繋げる。(にかほ市)
- ・公共交通マップを作成し、市内を運行する複数の公共交通を分かり易く表示し、利用者が幅広く活用できるようにする。(にかほ市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行経費から国県補助および運賃収入、広告収入を差し引いた経費をにかほ市で負担。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和5年6月2日（第1回） 令和4年度事業決算報告、令和5年度事業予算計画、路線バス小砂川線の廃線及び代替交通（素案）について承認を得られた。
- ・ 令和5年6月29日（第2回） 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画について承認を得られた。
- ・ 令和5年9月21日（第3回） コミュニティバス小砂川線（案）、AI オンデマンド交通実証運行（案）について承認を得られた。
- ・ 令和6年1月29日（第4回） 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について承認を得られた。
- ・ 令和6年5月26日（第1回） 令和5年度事業決算報告、令和6年度事業予算計画、AI オンデマンド交通実証運行、コミュニティバスダイヤ改正、地域公共交通計画の修正について、承認を得られた。
- ・ 令和6年6月26日（第2回） 令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について承認を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和元年度 コミュニティバス利用者へ利用者アンケートを実施。
- ・ 令和3年度 にかほ市地域公共交通計画策定に係る市民アンケート、高校生アンケート、民生児童委員アンケート、住民グループインタビュー調査を実施。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

（2）交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1

（所 属）にかほ市総務部総務課

（氏 名）佐々木 亮

（電 話）0184-43-7507

（e-mail）ryou-s@city.nikaho.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
にかほ市	株式会社象潟合同交通	(1) 院内・小出線②	仁賀保駅前	小出診療所前	仁賀保駅前	往 27.7 km 循環線	244日	732回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(2) 院内・小出線②	仁賀保駅前	小出診療所前	仁賀保駅前	循環線 復 27.7 km	244日	732回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(3) 釜ヶ台線①	釜ヶ台	院内小学校前	仁賀保駅前	往 26.1 km 復 km	294日	147回			路線定期	②(1)	仁賀保駅前バス停留所において、地域間交通ネットワークJR羽越線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(4) 釜ヶ台線②	仁賀保駅前	小出診療所前	釜ヶ台	往 25.6 km 復 26.2 km	294日	588回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(5) 釜ヶ台線③	仁賀保駅前	院内小学校前	釜ヶ台	往 km 復 28.2 km	294日	294回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(6) 大竹線①	金浦駅	大竹	仁賀保駅前	往 24.5 km 復 24.5 km	244日	1098回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(7) 上郷・小滝線①	象潟駅前	松ヶ丘	湯の台	往 20.4 km 復 20.4 km	294日	735回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(8) 上郷・小滝線③	象潟駅馬	旭塚・小滝	湯の台	往 16.7 km 復 km	244日	122回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(9) 上郷・長岡線⑤	湯の台	長岡・長岡倉庫前	象潟駅前	往 km 復 14 km	294日	294回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(10) 平沢線②	芹田	仁賀保駅前	はまなず団地前	往 11.6 km 復 11.6 km	244日	854回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	にかほ市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	23,435
交通不便地域等	23,435

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
23,435	にかほ市全域	過疎法第2条1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
にかほ市地域公共交通計画	令和4年3月31日	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

にかほ市地域公共交通活性化協議会委員 各位

にかほ市地域公共交通活性化協会
会長 本田 雅之
(公印省略)

第2回 にかほ市地域公共交通活性化協議会
書面協議の開催結果について(報告)

向暑の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃からにかほ市の公共交通施策に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日開催いたしました令和6年度第2回本協議会・書面協議につきまして、ご多忙のところご審議いただきまして誠にありがとうございました。

ご審議いただいた結果、以下のとおり承認されましたのでご報告いたします。

ご不明な点がありましたら、事務局までご連絡ください。

1. 開催日

通知日 令和6年6月14日(金)

回答期限 令和6年6月26日(水)

2. 回答状況

委員数(会長を除く) 27名

回答数 24名

3. 協議結果

別紙

【お問い合わせ先】

にかほ市地域公共交通活性化協議会

事務局 にかほ市役所 総務課

総務行革班 佐々木亮

TEL : 43-7507 FAX : 43-5707

別紙

令和6年6月14日付け

第2回にかほ市地域公共交通活性化協議会書面協議の結果について

【案件】

案件第1号 令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）
認定申請について

承認 24名・不承認 0名

【結果】

案件は原案どおり承認されました。

【ご意見等】

- ・今後も行政負担が増え続けると見込まれている事から何らかの対策を打たなければと思う。
- ・僻地の高齢者にとって必要不可欠な公共交通を維持するためにも賛成します。
- ・今後も交通格差が少しでも小さくなり、移動の手段がないことが理由にひきこもり状態にならないよう、地域の活性化のためにも取り組んで頂きたい。
- ・地域の実情に即した効率的な運行となるよう、運行ルートや時刻表、運行形態等について、引き続き検討し、利用促進に努めて頂きたい。